

後期高齢者医療制度のお知らせ～制度の見直しについて～

■均等割 2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成 29 年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減



【平成 30 年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減

■所得割の軽減割合が見直しされました

- 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成 29 年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	2 割軽減



【平成 30 年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	軽減なし

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成 29 年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7 割軽減



【平成 30 年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5 割軽減



▼所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8.5 割に該当することがあります。

■1 年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

- 保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成 29 年度	平成 30 年度
57 万円	62 万円

◎問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 小平町保健福祉課福祉係 (内線 287)